

労働基準法施行規則の一部改正について

(社会保険労務士の電子署名による代理申請の際の使用者の電子署名等の省略(平成29年12月1日より実施))

従前

現在、使用者が労働基準法に基づく届出等を社会保険労務士の代行により電子申請する場合、使用者及び社会保険労務士双方の電子署名及び電子証明書が必要。



使用者

電子署名・
電子証明書



社労士

電子署名・
電子証明書

電子申請



労働基準監督署

改正後

行政手続を簡素化し、使用者負担を軽減するため、社会保険労務士が使用者に代わり電子申請を行う際には、委任状など、当該社労士が使用者の職務を代行する契約を結んでいることを証明する書面をもって、使用者の電子署名及び電子証明書を省略できるよう、省令を改正(平成29年12月1日施行)。



使用者

~~電子署名・
電子証明書~~



社労士

電子署名・
電子証明書

電子申請



※別途、社労士の代行契約を証する書類を添付



労働基準監督署

基 発 1 1 2 7 第 1 号
平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準法施行規則の一部を改正する省令及び労働安全衛生規則等の一部
を改正する省令の施行について

労働基準法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第126号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第127号）が本日別添のとおり公布され、平成29年12月1日より施行されることとなった。

改正の内容は下記のとおりであるので、その趣旨について十分に理解の上、その円滑な施行に万全を期されたい。

記

労働基準法（昭和22年法律第49号）（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第7条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及びこれに基づく命令の規定により、使用者が労働基準監督署長あて行うこととされている申請、届出、報告等の手続について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）が、電子申請によりその提出に関する手続を使用者に代わって行う場合には、当該使用者と当該社会保険労務士等との間に当該手続に関する契約があることを証明できる電磁的記録を添付することをもって、当該使用者の電子署名及び電子証明書に代えることができることとする。

また、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、じん肺法（昭和35年法律第30号）、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）及び作業環境測定法（昭和50年法律第28号）並びにこれらに基づく命令の規定により、事業者等が厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長あて行うこととされている申請、届出、報告等の手続について、社会保険労務士等が、電子申請によりその提出に関する手続を事業者等に代わって行う場合には、当該事業者等と当該社会保険労務士等との間に当該手続に関する契約があることを証明できる電磁的記録を添付することをもって、当該事業者等の電子署名及び電子証明書に代えることができることとする。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令(二八六)
- 平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(二八七)
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(二八八)
- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日を定める政令(二八九)
- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(二九〇)
- 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二九一)
- 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(二九二)

〔省 令〕

- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則(厚生労働一二五)
- 労働基準法施行規則の一部を改正する省令(同一二六)
- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(同一二七)

〔告 示〕

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件(法務五三六、五三七)
- 民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針(厚生労働三四一)
- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の厚生労働大臣が定める基準(同三四二)
- 保安林の指定をする件(農林水産一八六一、一八七六)
- 保安林の指定を解除する件(同一八七七、一八八〇)
- 保安林の指定施業要件を変更する件(同一八八一、一八八八)

本号で公布された法令のあらまし

◇ 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令(政令第二八六号)(総務省)

- 平成三〇年四月一日から福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市及び松江市を地方自治法第二十五条の二第二項の中核市として指定することとした。(本則関係)
- この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇ 平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第二八七号)(内閣府本府)

- 平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。
- 当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
 - 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- この政令は、公布の日から施行することとした。

◇ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二八八号)(環境省)

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「法」という。第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物として、シリアカヒヨドリ等を追加することとした。(別表第一関係)
- 法第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物として、ガ科に属する種とガ科に属する他の種の交雑により生じた生物等を追加することとした。(別表第二関係)
- この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年一月一日から施行することとした。

◇ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日を定める政令(政令第二八九号)(厚生労働省)

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日は平成三〇年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年一月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成三一年四月一日とする。

◇ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令(政令第二九〇号)(厚生労働省)

- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(以下「法」という。第八条第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする)とすることとした。(第一条関係)
 - 生活保護法
 - 社会福祉法
 - 社会福祉士及び介護福祉士法
 - 介護保険法
 - 児童虐待の防止等に関する法律
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
 - 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
 - 子ども・子育て支援法
 - 国家戦略特別区域法(第一条の五第一五項及び第一七項から第一九項までの規定に限る。)
- 法第二十六条第三号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
 - 児童手当法
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
 - 児童手当法
 - 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律
 - 平成二十三年度における子ども手当の支給に関する特別措置法
- 1の(二)、(七)、(九)及び(ロ)に掲げる法律指定都市において、法第四十一条の規定により、法施行令第一七四条の二第六第一項に定めるところによることとする。
 - (三) 児童手当法
 - (四) 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律
 - (五) 平成二十三年度における子ども手当の支給に関する特別措置法

○厚生労働省令第二百二十六号
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び関係法令の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年十一月二十七日
 厚生労働大臣 加藤 勝信

労働基準法施行規則の一部を改正する省令
 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第五十九条の二（略） 第五十九条の三 法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が労働基準監督署長に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出、報告（以下この条において「届出等」という。）について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該届出等を使用者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該届出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該届出等と併せて送信することに代えることができる。</p>	<p>第五十九条の二（新設）</p>

附則

この省令は、平成二十九年十二月一日から施行する。

○厚生労働省令第二百二十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令
 （労働安全衛生規則の一部改正）
 第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

労働安全衛生規則の一部改正
 第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次 第一編（略） 第一章（略） 第十章 雑則（第九十九条・第一百条） 第二編（第四編）（略） 附則 （様式の任意性） 第一百条（略） （電子情報処理組織による申請書の提出等）</p>	<p>目次 第一編（略） 第一章（略） 第十章 雑則（第九十九条・第一百条） 第二編（第四編）（略） 附則 （様式の任意性） 第一百条（略） （新設）</p>

この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。

第二節 (じん肺法施行規則の一部改正)

第二条 (じん肺法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

第一章(第三章(略))
第四章 雑則(第三十四条―第三十八条)

附則

(報告)

第三十七条 (略)

(電子情報処理組織による申請書の提出等)

第三十八条

法及びこれに基づく命令の規定により、都道府県労働局長に対して行われる申請書、報告書等の提出(以下この条において「申請書の提出等」という。)について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行う者とする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四条第

改 正 前

目次

第一章(第三章(略))
第四章 雑則(第三十四条―第三十七条)

附則

(報告)

第三十七条 (略)

(新設)

一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。

第三節 (労働災害防止団体系施行規則の一部改正)

第三条 労働災害防止団体系施行規則(昭和三十九年労働省令第十九号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(証票)

第十二条 (略)
(電子情報処理組織による申請書の提出等)

第十三条

法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出(以下この条において「申請書の提出等」という。)について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行う者とする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。

改 正 前

(証票)

第十二条 (略)

(新設)

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）
第四条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十二条 （報告） （電子情報処理組織による報告書の提出） 第十三条 法及びこれに基づく命令の規定により、労働基準監督署長に対して行われる報告書の提出について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該報告書の提出を当該報告書の提出を行うとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該報告書の提出を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該報告書の提出と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該報告書の提出と併せて送信することに代えることができる。</p>	<p>第十二条 （報告） （新設）</p>

（作業環境測定法施行規則の一部改正）
第五条 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第六十六条―第七十五条） 附則 （特定科目） 第七十四条 （略） （電子情報処理組織による申請書の提出等） 第七十五条 法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出（以下この条において「申請書の提出等」という。）について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行うとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第六十六条―第七十四条） 附則 （特定科目） 第七十四条 （略） （新設）</p>

この省令は、平成二十九年十二月一日から施行する。